

保育士インターンシップ事業業務について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2025年（令和7年） 8月 1日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務の概要

(1) 業務名

保育士インターンシップ事業業務

(2) 業務内容

保育士インターンシップ事業業務委託仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日（火）まで

2 委託費

委託費の上限は1,331,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

4 評価基準・評価項目

保育士インターンシップ事業業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

5 受注候補者の特定

保育士インターンシップ事業業務委託業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を、市長が本業務の受注候補者として特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当課

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

広島県福山市東桜町3番5号

電話：084-928-1140

E-mail：hoiku-shisetsu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2025年（令和7年）8月 1日（金）
実施要領等の配付期間	2025年（令和7年）8月 1日（金）から 同月26日（火）まで
質問書の受付期間	2025年（令和7年）8月 1日（金）から 同月21日（木）まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2025年（令和7年）8月22日（金） 本市ホームページに掲載します。 (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。)
参加申込書類の受付期間	2025年（令和7年）8月 1日（金）から 同月26日（火）まで
プレゼンテーションの実施	2025年（令和7年）9月 4日（木）（予定）
審査結果の通知	2025年（令和7年）9月 5日（金）（予定）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2025年（令和7年）8月1日（金）から同月26日（火）までの午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）

イ 配付場所

6 (1) に同じ。

※福山市ホームページからもダウンロードできます。

(4) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

2025年（令和7年）8月1日（金）から同月21日（木）までの午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日等（福山市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日）を除く。）

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式1）を6 (1) のメールアドレス宛てに電子メールにファイルを添付し、提出してください。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行ってください。

※メール送信の際は、件名に「保育士インターンシップ事業業務に関する質問」と記した上で、送信してください。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福山市ホームページに掲載します。

7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとします。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が、7 (1) で提出した見積書の額と同額になるとは限りません。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2 の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他福山市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。